

さくら市の訪問型サービス（従来相当型）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合				1, 176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		1176単位	日割の場合	÷30. 4日	39単位	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合				2, 349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		2349単位	日割の場合	÷30. 4日	77単位	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合				3, 727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		3727単位	日割の場合	÷30. 4日	123単位	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179		
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき		
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	÷30. 4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	÷30. 4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき		
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	÷30. 4日	1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算			
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算			
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5%加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5%加算		1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	100	1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50単位加算	50	月 1 回限度
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ			287単位加算	287	1月につき	
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ			266単位加算	266		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ			270単位加算	270		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ			249単位加算	249		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			207単位加算	207		
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			170単位加算	170		